

承認工場研修会（H26.12.18）に係るQ & A

平成27年4月9日
（公）日本関税協会門司支部保税部会

問1) E P A承認工場の混用使用に関して、アメリカ原産麦も認められるのでしょうか。

回) アメリカ産の麦で輸入手続きが終了し、既に内国貨物となっているものについては、混用使用の対象となりますので、事前に税関へ相談願います。

問2) 飼料の規格については、定13条の内容を準用(定率法施行規則別表)することですが、豪州産飼料用麦(大麦、小麦)について、具体的には定率法施行規則別表の中で、どの号に分類されるのでしょうか。

回) 定率法施行規則第2条第1項第1号においては、原料品の配合割合について、別表の上欄に掲げる配合飼料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものであることと規定されています。(同表下欄は、同表上欄に掲げた配合飼料が満たさないといけない配合割合を規定するものです。)

暫定法第9条の2の譲許の便益の適用を受けた豪州産飼料用麦(大麦、小麦)を用いた配合飼料が、定率法施行規則別表上欄のどの号に分類されるのかは、製造する配合飼料の内容によって変わりますので、暫定法第9条の2の譲許の便益の適用を受けた豪州産飼料用麦(大麦、小麦)を使用するということのみで号が決定されるものではありません。

また、製造する配合飼料によって、当該配合飼料が満たさないといけない配合割合も異なります。

問3) E P A承認工場については、現在、定13条承認工場となっている者についても、改めて申請する必要があるのでしょうか。

回) 豪州産飼料用麦について、E P A協定税率(無税)の適用を受ける場合には、暫定法第9条の2第1項の承認を受ける必要があります。そのため、現在定率法第13条承認工場となっている工場についても、豪州産飼料用麦について、E P A協定税率(無税)の適用を受ける場合には、改めて承認申請が必要となります。

問4) 定13条承認工場では、協同組合の支所として承認(傘下に複数の工場あり)していただいております、当所でC Pを作成し、傘下の工場において、このC Pに沿った貨物管理を行っているが、今般のE P A承認工場でも同様な取扱い(あくまで承認を受けた当所で作成したC P)で良いのでしょうか。

回) 貴所において当該借受工場での貨物管理も含めたC Pを作成し、税関において当該C Pが承認要件を満たすか確認を行い、問題がないと判断されれば、当該C Pに基づき借受工場での貨物管理を行うことも可能です。このような場合には、

借受工場毎にCPを作成し、提出いただく必要はありません。

問5) 現行の定13条承認工場については、細かい部分は各税関でやや異なる運用をされている、例えば、A税関管内の全工場でCPを既に整備しているが、B税関管内の工場では、一部の工場しか整備していないと聞いており、今後は全国で統一した運用をお願いしたい。

回) 今般の通達改正に伴い、暫定法基本通関津において、CP（貨物管理に関する社内管理規定）を作成、提出することになりましたので、詳しくは最寄の税関の保税部門（又は監視部保税地域監督官）へご相談願います。

問6) 当工場は、協同組合で承認を受けている工場の一つであるが、手数料については、承認を受けた全工場の合計面積に相当する手数料額を納付している。今般のEPA承認工場として、新たに1工場が増え、5工場となる可能性があるが、この場合、増額分も当工場が負担することになるのでしょうか。

回) 手数料については、極力、工場の負担を軽減できるよう、重複する部分は面積を控除することとしております。

一括承認の工場については、申請者から別途、連絡があるかと思っておりますので、申請者へお問合せ願います。

問7) 単体飼料の規格について、大麦と小麦で相違する点はあるが、特に、小麦については、これまで（農水省管理時）圧ぺん加工以外のものは認められていなかったが、小麦も「ばん砕」、「ひき割」加工も認められるのでしょうか。

回) 暫定法第9条の2第1項に基づく承認を受けた工場で、譲許の便益の適用を受けた大麦又は小麦を原料品として製造する単体飼料の規格は、暫定法施行規則において規定されています。

同規則により、小麦を原料品とした単体飼料については、「ひき砕いたもの（ふすまを加えたものに限る）、ひき割したもの（ふすまを加えたものに限る）」も規格として認められています。

問8) 台帳は農水省管理時のもの（様式も含め）をそのまま使用してもいいでしょうか。

回) 暫定法施行令で製造用原料品に関する記帳義務が規定されています。当該規定により帳簿に記載することとされている事項を網羅した帳簿（台帳）であれば、定率法第13条承認工場で備え付けている帳簿と同じものでも問題ありません。

問9) 棚卸時に、タンク、サイロ等の在庫を空にする必要があるのでしょうか。

回) 検尺等により数量の把握が確実に行われるのであれば、必ずしも豪州産飼料用麦を保管しているタンク、サイロ等を空にする必要はありません。

問10) 承認要件の明確化に関して、資力の項目に関して、承認申請時に決算書を添付する必要はあるのでしょうか。

また、飼料業界（特に単味飼料）は業績が低迷しており、将来の業績見込みも厳しいが承認を受けることはできるのでしょうか。

回) 暫定法第9条の2の製造工場の承認申請書には、「申請者の信用状況を証するに足りる書類」を添付していただくことになっています。申請者が法人の場合には最近の事業年度における事業報告書を、申請者が個人の場合には納税証明書等を当該書類としています。

また、申請時の審査において、申請者の資力を確認するに当たり必要であれば、決算書を添付いただく場合もあります。

なお、申請時の審査において、関税等の徴収の経済的負担に耐えないと認められる場合には、承認することはできません。

問11) 飼料用の加工設備・計量器を設置していることに関して、食糧用と飼料用の共有部分はどこまで認められるのでしょうか。また、新たに流量計等を設置する必要があるのでしょうか。

回) 暫定法第9条の2第1項により譲許の便益の適用を受けることができる豪州産麦は、飼料用麦のみとなります。そのため、当該飼料用麦が食糧用に流用される可能性がある等、オーストラリア協定又は暫定法若しくは関税法の実施を確保する上に支障がないと認められない施設等については、暫定法第9条の2第1項の承認を行えない場合があります。食糧用と飼料製造用の製造工程を共有する施設は、これに該当する可能性があります。（事前に税関へご相談願います）

また、既存の設備や計量器で対応可能であれば、必ずしも新たな流量計等を設置いただく必要はありません。

問12) 社内管理規定の雛形を配布してほしい。

回) 最寄の税関の保税部門（又は監視部保税地域監督官）へご相談願います。

問13) 現在、当工場は定13条承認工場となっていないが、同連合会に加盟しており、EPAの承認工場については、連合会として一括申請できるのか。

回) 協同組合等の団体についても、現行の定率法基本通達13-7の規定と同じく、暫定法基本通達9の2-7で複数の工場を一括して承認することができることとしております。